

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第53号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第54号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第55号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第5 議案第56号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第57号 北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第7 議案第58号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第8 議案第59号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第9 議案第60号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 議案第61号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第11 議案第62号 令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 協議第1号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 意見書第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等に関する意見書について
(厚生都市常任委員長報告)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

(追加日程)

- 第1 発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等に関する意見書について
(議員提出)
- 第2 議案第63号 工事請負契約の締結について
(町長提出)
- 第3 議案第64号 財産の処分について
(町長提出)

- 第4 議長の辞職の件
- 第5 議長の選挙
- 第6 議会運営委員の辞任の件
- 第7 議会運営委員の選任

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務課長 兼税務課長	臼井誠	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦	総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課 総括管理監	林賢二	住民保険課長	福田宇多子
福祉健康課長	木野村英俊	教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	上下水道課主幹	北中龍一
保健センター所長	鳥本裕子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	後藤祐斗
議会書記	石崎啓明		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

晩秋から初冬にかけて随分暖かな日が続いておったわけでございますが、昨日は本当に朝起きてびっくり、辺り一面心が洗われるような真っ白な銀世界ということでございましたが、平年よりこれでも5日遅いという初雪となりましたが、今日は公共交通機関含めて交通機関がちょっと乱れておるといふ積雪ということになりました。

7日から始まりました今定例会も、今日が最後の定例会ということになります。しっかりとこの定例会を心に刻んでまいりたいというふうに思っております。

それでは、ただいまから令和2年第8回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番 神谷巧君及び3番 村木俊文君を指名します。

日程第2 議案第53号から日程第12 協議第1号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、議案第53号から日程第12、協議第1号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） では、改めまして、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

私ども総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月15日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第53号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の改正によるメリットについての質疑があり、防災安全課は課員が少ないため、大規模災害に対応できるよう総務危機管理課として再編する。次に、福祉子ども課については、課の名称から業務内容が住民に分かりやすくなる。また、健康推進課については、より保健事業の専門性を高めることができるとの答弁がありました。

次に、新しい課が所管する業務内容や窓口対応等をどのように周知していくのかとの質疑があり、広報等で周知を行っていくこと、また改正後もそれぞれが隣土士の配置にあるので、十分に連携を取りながら対応ができると考えている旨の答弁がありました。

その他、子供が生まれてから18歳までの間を包括的に担当する課を編成するとよいのではない

かとの質疑があり、今回の改正では保健業務と児童、障害、老人福祉業務の観点で分けたが、今後も必要に応じて検討していきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

放課後児童支援員及び補助員の人数及び職員配置等に関して質疑があり、放課後児童支援員は6人で、各教室に1人ずつ配置されている。補助員は勤務日時はそれぞれ違っているが、支援員と補助員合わせて1日15人体制を取っている。今後も研修などを活用しながらバランスよく職員を配置したい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての関係部分についてであります。

教育総務費の事務局費について、日帰り修学旅行事業費負担金の内容等について質疑があり、小・中学校の修学旅行の際に密を避けるためバスを増発した分の経費や県有施設の入場料であり、県費補助対象となったため補正予算を計上した。その一方で、社会見学については県補助対象外のため、当初の予定どおり保護者負担で実施した旨の答弁がありました。

次に、社会教育費の放課後児童クラブ費について、光熱水費が不足した理由等について質疑があり、北方小学校の放課後児童クラブ棟が新築された初年度であるため、推計で光熱水費を計上していたが、コロナの影響もあり予算不足となってしまった。なお、小学校全体においては、夏休み期間の短縮に伴う経費増加があった一方で、プールの使用停止による水道料金の余剰などがあったため、予算不足は生じない見込みである旨の答弁がありました。

次に、保健体育費の学校給食費について、電気工作物保安業務委託料の内容について質疑があり、新教室給食調理場は来年4月から稼働予定であるが、施設の完成は2月末であるため、3月分の保安業務が必要となった旨の答弁がありました。

また、給食用物資被災補助金の内容について質疑があり、先日の給食調理場の火災の影響で、6日間通常の給食が提供できなくなり、キャンセルできなかった野菜など一部の生鮮食料品の代金を補填する費用である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命によりまして、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月14日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、

その結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第55号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正による延滞金利率に影響があるのかと質疑があり、地方税法改正による文言の整理であり、現行の延滞金利率の影響はない旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、協議第1号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第53号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号 北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長

報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号 令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第1号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、協議第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 意見書第2号

○議長（安藤浩孝君） 日程第13、意見書第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等に関する意見書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

厚生都市常任委員長 鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命により御報告をさせていただきます。

意見書審査報告書。本委員会に付託された意見書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告します。

記、付託年月日、令和2年12月7日。

件名といたしまして、防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等に関する意見書について。

3. 審査の結果、令和2年12月14日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

○議長（安藤浩孝君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから意見書第2号を採決します。

意見書第2号に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、意見書第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま鈴木浩之君ほか4名から、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等に関する意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第3号

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第1、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等

に関する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、意見書を提出させていただきます。

発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等に関する意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により別紙意見書を提出する。

令和2年12月17日提出。提出者、北方町議会議員 鈴木浩之。賛成者、北方町議会議員 井野克巳。賛成者、同じく杉本真由美。賛成者、同じく三浦元嗣。賛成者、同じく村木俊文。

防災・減災、国土強靱化対策の継続、拡充等に関する意見書（案）。

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、全国各地で大規模自然災害による甚大な被害が相次ぎ、気候変動の影響によりさらなる頻発化・激甚化が懸念されている。

令和2年7月豪雨では、県内においても、多くの箇所では河川の氾濫や土砂災害が発生し、国道41号やJR高山本線が不通になるなど多大な被害を受け、現在も復旧作業を継続している被災箇所もあり、国土強靱化は依然として喫緊の課題である。

平成30年度から始まった「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（以下「3か年緊急対策」という。）」により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から防災・減災、国土強靱化対策を集中的に取り組んでいるが、対策が必要な箇所はいまだ多数存在しており、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

よって、本北方町議会は、国において、防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く要望する。

1. 強靱な国土づくりをより強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く、新たな5か年の計画を策定し、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

2. 令和2年度で終了することとされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなど地方財政措置を拡充すること。

3. 老朽化が急速に進む社会インフラに対し、長寿命化計画に基づく予防保全型の修繕・更新が図られるよう予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日、岐阜県本巣郡北方町議会。提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、国土交通大臣殿、農林水産大臣殿、国土強靱化担当大臣殿、内閣府特命担当大臣（防災）殿、内閣官房長官殿。

以上でございます。議員各位におかれましては審議をいただき、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。町長から、議案第63号 工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号 工事請負契約の締結についてを追加日程第2として議題とすることに決定しました。

町長から、議案第64号 財産の処分についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号 財産の処分についてを追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議案第63号及び追加日程3 議案第64号

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第2、議案第63号から追加日程第3、議案第64号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

それでは、本日追加して提案させていただきます2議案につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

議案第63号 工事請負契約の締結について（北方町立北学園文教施設新增改築等工事）であります。

契約の目的は、議会初日の冒頭で御説明をさせていただいたとおり、北方町立北学園文教施設新增改築等工事の請負契約の締結についてお諮りするもので、北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は10億6,700万円となりました。

契約の相手方につきましては、内藤・岐南・共栄特定建設工事共同企業体で、その代表構成員であります岐阜市六条南3丁目10番10号、内藤建設株式会社代表取締役 内藤宙と、また構成員の岐阜市加納黒木町2丁目46番地、岐南興業株式会社代表取締役 尾崎泰博と、また同じく構成員の岐阜市城東通2丁目17番地、共栄土木建築株式会社代表取締役 鷲見泰宏と契約を行おうとするものであります。

続きまして、議案第64号 財産の処分についてであります。

本案は、町有財産であります土地の売払いをしようとするため、地方自治法第96条第1項第8号によりまして議会の議決を求めるものであります。

財産の表示等について内容を申し上げますと、種目は土地で、所在地は岐阜県本巣郡北方町柱本池之頭2丁目1番地ほか1筆であります。売払いをしようとする土地の面積は4万8,366.06平方メートルで、坪数にいたしますと1万3,316.5坪であります。

売払いの予定価格は14億3,400万円。坪単価は約9万8,000円となっております。

契約の相手方は東京都渋谷区神宮前1丁目23番26号、株式会社プレミアムウォーター代表取締役 長野成晃氏であります。

提案理由につきましては、契約不動産の予定価格が700万円以上であり、土地面積が5,000平米を超えているため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議をいただきまして適切に決定させていただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（安藤浩孝君） これで暫時休憩とします。

これより全員協議会を委員会室において開きますので、移動をお願いいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前11時40分

○議長（安藤浩孝君） 会議を再開します。

追加日程第2、議案第63号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3、議案第64号 財産の処分についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決することにしました。

暫時休憩とします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

○副議長（杉本真由美君） それでは再開いたします。

議長 安藤浩孝君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議長の辞職の件

○副議長（杉本真由美君） 追加日程第4、議長の辞職の件を議題といたします。

安藤浩孝君の退場を求めます。

〔9番 安藤浩孝君 退場〕

○副議長（杉本真由美君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（小島伸也君） 令和2年12月17日。北方町議会副議長 杉本真由美様。北方町議会議長 安藤浩孝。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（杉本真由美君） お諮りします。安藤浩孝君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、安藤浩孝君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔9番 安藤浩孝君 入場・着席〕

○副議長（杉本真由美君） 安藤浩孝君に申し上げます。

3年3か月にわたって議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定されました。大変に御苦勞さまでございました。

○9番（安藤浩孝君） 議長退任に当たりまして一言おわびと、そしてまたお礼を申させていただきますというふうに思っています。

一身上の都合とはいえ、任期半ばでの辞任ということでございまして、本当に皆様には大変御迷惑と、それから御心配をおかけいたしましたこと、本当におわびを申し上げる次第でございます。

昨年の9月の選挙、改選であります、そのときにリセットをされたとはいえ、今、副議長のほうからも申されましたように3年3か月というような長い期間、本当に皆様に議会運営に対しまして御理解を、お力添えをいただきましたこと、本当にありがとうございます。

これから議長の選任という形になろうかと思っておりますが、新議長の下に議会が一体となって、これからのいろんな大きな諸問題等々があるかと思っておりますが、しっかりと向き合っていていただきたいなというふうに思っております。私もこれから一議員ということでございまして、また皆様と一緒に生きていく生き生きとした元気社会の北方町にまた邁進して進んでいきたいと思っておりますので、どうぞまた今後も御指導、御鞭撻のほどよろしく願いをいたしまして、簡単ではございますが、議長退任の挨拶と代えさせていただきます。本当にどうも皆さんありがとうございました。

○副議長（杉本真由美君） ありがとうございます。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第5 議長の選挙

○副議長（杉本真由美君） 追加日程第5、議長の選挙を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時50分

○副議長（杉本真由美君） それでは再開いたします。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

○副議長（杉本真由美君） 選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（杉本真由美君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に石井伸弘君及び神谷巧君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（杉本真由美君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（杉本真由美君） 配付漏れなしと認めます。

それでは投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（杉本真由美君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○副議長（杉本真由美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（杉本真由美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。石井伸弘君及び神谷巧君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（杉本真由美君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、鈴木浩之君9票、三浦元嗣君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、鈴木浩之君が議長に選任されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（杉本真由美君） ただいま議長に当選された鈴木浩之君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

新議長から挨拶をいただきます。

○新議長（鈴木浩之君） 失礼いたします。指名をいただきましたので、一言挨拶をさせていただきます。

ただいまは安藤浩孝議員の議長辞職による選挙に伴いまして、私、鈴木浩之を選出いただきま

したことをまずもって心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

前議長におかれましては、3年余にわたり議会運営に御尽力いただきましたことを心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。今後はお体を十分御自愛をいただきまして、議員活動に努めてくださるようお願いしておるところでございます。

また、私にとりまして、新たに議会の代表という責務を担わせていただくこととなりますが、皆さんと共にいい北方のまちづくりのため、そして円滑な議会運営を図っていくために誠心誠意努めさせていただき所存でございますので、どうか議員各位におかれましては御理解をいただき、御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。

○副議長（杉本真由美君） ありがとうございました。

休憩とします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時19分

○副議長（杉本真由美君） 再開します。

ただいま鈴木浩之君から、議長就任に伴い、議会運営委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。鈴木浩之君の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、鈴木浩之君の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 議会運営委員の辞任の件

○副議長（杉本真由美君） 追加日程第6、鈴木浩之君の議会運営委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木浩之君の退場を求めます。

〔8番 鈴木浩之君 退場〕

○副議長（杉本真由美君） お諮りします。

鈴木浩之君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、鈴木浩之君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔8番 鈴木浩之君 入場・着席〕

○副議長（杉本真由美君） 鈴木浩之君にお伝えいたします。ただいまあなたの議会運営委員の辞任が許可されました。

これで私の議長の職務は全て終了しましたので、新議長と交代いたします。

鈴木浩之議長、議長席にお着き願います。

○議長（鈴木浩之君） 副議長におかれましては、大変御苦労さまでございました。

それでは、私から再開をいたします。

議会運営委員会に欠員が生じたので、お諮りします。

議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7 議会運営委員の選任

○議長（鈴木浩之君） 追加日程第7、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、村木俊文君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました村木俊文君を議会運営委員に選任することに決定しました。

休憩いたします。

休憩 午後0時23分

再開 午後0時26分

○議長（鈴木浩之君） それでは、再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、副委員長が決まりましたので報告します。議会運営委員会副委員長は村木俊文君に決定しました。

休憩中に行財政改革問題特別委員会が開かれ、委員長が決まりましたので報告します。行財政改革問題特別委員会委員長は安藤浩孝君に決定しました。

休憩中の協議に基づき、欠員となっている議会だより編集委員は村木俊文君。未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会委員には村木俊文君。給食調理場運営委員会委員には私、鈴木浩之を指名します。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した諸君をそれぞれの委員に選任することに決定しました。

休憩いたします。一旦休憩で、1時間後にすみません、お願いいたします。

休憩 午後0時28分

○議長（鈴木浩之君） それでは、再開いたします。

執行部が退席している間に、議長以下変更がありました。別紙名簿を配付してありますので、御確認をいただきたいと思っております。

まず初めに、議長 鈴木浩之、私でございますが、一言御挨拶を申し上げます。

町長以下執行部の皆様には、退席の間に前議長の辞職に伴う選挙が行われまして、私が議長に選任をいたしました。今後とも、またいいまちづくりのため、そして円滑な議会運営を図っていくために誠心誠意努めてまいり所存でございますので、職員の皆様にも御協力、御指導よろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、名簿を御覧いただきたいと思っております。

括弧書きの部分だけお知らせ、御報告をさせていただきます。

まず議長、私、鈴木浩之。次に厚生都市常任委員会委員といたしまして、委員長 村木俊文君。次に、議会運営委員会委員として、同じく村木俊文君。次に、行財政改革問題特別委員会委員として、安藤浩孝委員長。次に、議会だより編集委員会委員 村木俊文君。次に、給食調理場運営委員会委員、私、鈴木浩之。未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会委員として、村木俊文君。一番最後になりますが、西濃環境整備組合議会議員として、私、鈴木浩之が仰せつかることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思っております。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

まずもって、提案をさせていただきました全議案に対しまして慎重に御審議をいただき、御賛同いただきましたこと、誠にありがとうございます。今後は審議の過程や一般質問の中で御指摘をいただいた御意見など十分に配慮して運営してまいりたいと思っております。

また、議会におかれましては、このたび議長が新しく選出されるなど、今後の議会運営において大変重要な決定をされたところではありますが、議員各位におかれましても、新議長の下にこれまでも増して研さんを積み、町政に御尽力賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日お認めいただいた学園校舎の建設、南学園の運動場の拡張、児童館など、各工事は年明け早々にも着工することとなります。工事期間中は先生や子供たちのみならず、御父兄や近隣の方々にも多大な御迷惑をかけることとなります。苦情など耳にすることも多々あるかと思いますが、御理解いただき、適切に取り計らっていただけますよう御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

さて、さきの15日でありますが、政府は2020年度第3次補正予算案を閣議決定いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大防止や、ポストコロナに向けた経済構造の転換など総額19兆円を盛り込む補正予算案を年明けの通常国会に提出をされます。2020年度の一般会計の総額は空前の175兆円となり、その財源不足は新規国債発行を112兆円まで膨らんでいるわけでもあります。驚愕とも言

える財政出動は国難を乗り切るため不可欠であります。コロナの終息はもとより、終息後の経済再生、財政健全化の両立を見誤らないように、また未来につながる施策として確実に進めていただくことを願っております。

当町も引き続き地域経済の状況を注視し、必要な支援策を適正に検討してまいります。同時にこれまで幾度ともなく申し上げます基本的な感染防止対策と新しい生活様式の実践を徹底的に呼びかけたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、議員の皆様には年の瀬を迎え、何かと御多忙になるかと思いますが、くれぐれも健康に御留意され、穏やかな新年を迎えていただきますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（鈴木浩之君）　ありがとうございました。

それでは、本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和2年第8回北方町議会定例会を閉会します。長時間にわたり御苦労さまでした。

閉会　午後1時34分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年12月17日

議 長 安 藤 浩 孝

副 議 長 杉 本 真由美

新 議 長 鈴 木 浩 之

署 名 議 員 神 谷 巧

署 名 議 員 村 木 俊 文